

# 奈良市入札監視委員会報告書

平成 29 年 3 月

奈良市入札監視委員会

## はじめに

平成13年4月「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、同法第15条の「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（以降、「適正化指針」という。）において、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、公正な競争の促進、談合その他の不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保について審査及び意見の具申を行う入札監視委員会等の第三者機関の設置を始め、その他学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとされた。

奈良市では、それらの要件を確保し、入札や契約手続を監視する公正かつ独立した第三者機関として、平成23年1月に奈良市入札監視委員会を設置した。平成27年4月、奈良市から任命を受けた委員会は、学識経験者、弁護士及び公認会計士の3名で組織し、各委員が個別に抽出した案件を基に、外部監査的な視点で入札事務が公正・適正に執行されているかについて審議を重ねてきた。

本報告書は、2年間の任期を迎えるに当たり、本委員会が審議の中でどのような点に着目し議論を行ってきたのかをここに報告する。さらに今後の改善に向けた検討課題について取りまとめたので、本報告者からの提言とする。

# 第1章 委員会の開催及び抽出対象案件

## 1 委員会の開催頻度

奈良市入札監視委員会は、原則として6か月に1回の開催とし、平成27年度から2年間で合計4回の審議を行った。

### 平成27年度

第1回定例会議 平成27年7月10日（金） 15:00～17:00

第2回定例会議 平成28年2月22日（月） 17:00～19:00

### 平成28年度

第1回定例会議 平成28年7月11日（月） 10:00～12:00

第2回定例会議 平成29年2月17日（金） 10:00～12:00

## 2 審議対象となる入札事案の抽出方法

定例会議では奈良市から入札手続の運用状況について報告を受け、そのうち委員会が事前に抽出した案件について、入札事務が公正・適正に執行されているかの審議を行った。本委員会が抽出の対象としたのは、概ね半期ごとの奈良市及び奈良市企業局が発注した予定価格が130万円を超える建設工事及び50万円を超える測量・建設コンサルタント業務若しくは請負契約において設計変更を行った工事等の案件である。

### 平成27年度

第1回定例会議 平成27年7月10日

審議対象期間 平成27年1月1日～平成27年3月31日

抽出対象案件 一般競争入札73件、指名競争入札14件、随意契約10件

抽出案件 ①畦畔復旧工事（601-5・北野山町地内）（制限付一般競争入札）（抽出理由：発注方法の合理性）

②富雄北小学校トイレ改修に伴う工事監理業務委託（制限付一般競争入札）（抽出理由：予定価格に近い入札）

③市営住宅空家補修工事（4）6工区（制限付一般競争入札）（抽出理由：発注方法の合理性）

④奈良町南観光案内所整備その他工事（制限付一般競争入札）（抽出理由：辞退が多い理由）

その他議題 設計変更ガイドラインに基づく報告について（中央体育館他1館改修工事）

第2回定例会議 平成28年2月22日  
審議対象期間 平成27年4月1日～平成27年12月31日  
抽出対象案件 一般競争入札396件、指名競争入札49件、随意契約29件  
抽出案件 ①緑ヶ丘浄水場PAC注入設備更新工事（一般競争入札）（抽出理由：落札率が100%）  
②市営住宅空家補修工事（1）4工区（制限付一般競争入札）（抽出理由：落札業者が全ての案件で異なっている理由）  
③六条小学校校舎耐震補強工事（制限付一般競争入札）（抽出理由：応札者が少ない理由）  
④登美ヶ丘中学校北館外壁塗装改修工事（制限付一般競争入札）（抽出理由：落札者以外が最低制限価格未滿）

その他議題 設計変更ガイドラインに基づく報告について（明治小学校校舎改築その他工事1期）

#### 平成28年度

第1回定例会議 平成28年7月11日  
審議対象期間 平成28年1月1日～平成28年5月31日  
抽出対象案件 一般競争入札80件、指名競争入札16件、随意契約15件  
抽出案件 ①木津川水路開削委託（指名競争入札）（抽出理由：落札率が低い）  
②ならまちセンター整備工事（制限付一般競争入札）（抽出理由：高い落札率）  
③ならまちセンタートイレ改修工事（制限付一般競争入札）（抽出理由：高い落札率）  
④JR奈良駅南土地地区画整理事業選挙人名簿作成業務委託（指名競争入札）（抽出理由：積算根拠の確認）  
⑤環境清美工場の各種測定分析（指名競争入札）（抽出理由：高い落札率）

その他議題 入札制度の改正について

第2回定例会議 平成29年2月17日  
審議対象期間 平成28年6月1日～平成28年12月31日  
抽出対象案件 一般競争入札354件、指名競争入札38件、随意契約29件

抽出案件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①口径900耗送水管布設工事（一般競争入札）（抽出理由：1者入札、高い落札率）</li> <li>②口径40耗～20耗鉛給水管布設替工事に伴う路面復旧工事（制限付一般競争入札）（抽出理由：高い落札率）</li> <li>③街区公園（ゾーン8）除草業務委託（制限付一般競争入札）（抽出理由：入札方法の確認）</li> <li>④なら100年会館太陽光発電設備設置その他工事（一般競争入札）（抽出理由：高い落札率）</li> <li>⑤橋梁定期点検業務委託（随意契約）（抽出理由：随意契約の理由）</li> </ul>
その他議題	設計変更ガイドラインに基づく報告について（都祁小学校校舎増築その他工事）

## 第2章 入札制度の概要

本章では、平成28年度における奈良市の入札制度の概要について報告する。

### （1）制限付一般競争入札

奈良市では、平成12年度以降、一般競争入札が徐々に導入され、現在はその対象が11業種（土木、建築、舗装、造園、管、塗装、防水、電気、解体（とび経過措置）、測量、建築設計）まで拡大しているが、地域要件として事業所の所在地を市内本店に限定する「制限付一般競争入札」を実施している。

### （2）等級区分

奈良市では、入札参加機会を均等化するために、会社の規模や能力に応じた等級区分を設けている。具体的には、まず入札参加者等の総合的な能力を判定するために、経営事項審査の総合評定値通知書に基づいた客観的要素と工事成績評点表（表1）に基づいた主観的要素がそれぞれ評定され、その合計点数から総評定点が算定されている。そしてその算定結果に基づいて決定されているのが、格付基準表である（表2）。

等級区分は、土木と建築の工種で設けられ、その参加者数及び年間発注金額等の動向を加味して決定される（表3）。ただし、土木のC～Fランクは業者数が多いため、2グループに分けて入札が行われている。

表1 工事成績評点表

工事成績	A	B	C	D	E
点数	100点～91点	90点～81点	80点～71点	70点～51点	50点～
評点	30	15	6	0	-20

(注) 前格付時の年の1月1日から格付をしようとする年の前年の12月31日までの間における市発注工事の平均工事成績(2ヵ年分)により評点する。

表2 格付基準表

等級	A	B	C	D	E	F	G
点数	850点以上	849点～750点	749点～650点	649点～600点	599点～550点	549点以下	新規

(その他の要件)

- ・ A等級及びB等級は、建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定により特定建設業の許可を受けている者とする。
- ・ A等級は資本金額4,000万円以上、B等級は資本金額2,000万円以上とする。
- ・ A等級は1級技術者3人以上を含む技術者7人以上、B等級は1級技術者1人以上を含む技術者3人以上、C等級は1級又は2級技術者を1人以上含む技術者2人以上とする。

表3 等級区分(平成28年度)

(土木) 371社		(新規: 2社)	
等級	設計金額(単位:千円)	区分	業者数
A	50,000以上	1	13
B	30,000以上 50,000未満	1	25
C	15,000以上 30,000未満	2	99
D	8,000以上 15,000未満	2	69
E	3,000以上 8,000未満	2	87
F	3,000未満	2	76

  

(建築) 154社		(新規: 3社)	
等級	設計金額(単位:千円)	区分	業者数
A	80,000以上	1	11
B	50,000以上 80,000未満	1	9
C	20,000以上 50,000未満	1	34
D	8,000以上 20,000未満	1	45
E	3,000以上 8,000未満	1	18
F	3,000未満	1	34

※工種は3種まで登録できるため、業者数は重複している。

(3) 予定価格と最低制限基準価格

予定価格と最低制限基準価格は、奈良市では平成 12 年から共に事前公表している。最低制限基準価格の水準は、国交省が推奨している「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（以下、「公契連モデル」という）」が採用されている。近年、公契連モデルは、最低制限価格の水準が引き上げられているのに対し、奈良市は平成 20 年度公契連モデルの水準が採用されている（表 4）。

表 4 建設工事の最低制限基準価格

工事請負契約	奈良市現行	
	20 年度公契連モデル（範囲は、現在の公契連モデル）	
直接工事費	95 %	
共通仮設費	90 %	
現場管理費	60 %	
一般管理費	30 %	
範 囲	70 % < 最低制限基準価格 < 90 %	

工事請負契約	公契連モデル	公契連モデル	公契連モデル	公契連モデル	公契連モデル
	H21.4～	H23.4～	H25.5.16～	H28.4～	H29.4～
直接工事費	95 %				97 %
共通仮設費	90 %				
現場管理費	70 %	80 %		90 %	
一般管理費	30 %		55 %		
範 囲	70 % < 低入札価格調査基準 < 90 %				

#### （４）最低制限価格及び低入札価格調査制度

奈良市では最低制限価格の決定に当たって、次のような独自の方式を採用している。

##### ① 3%抽選制度

この制度は、事前公表した最低制限基準価格に、開札日当日に立会人のくじで決定した最低制限価格算出割合（範囲は 97.0%～99.9%）を乗じて、最低制限価格を決定する。

##### ② 変動型最低制限価格制度

この制度は、すべての入札参加者の入札金額から標準偏差を求め、偏差の埒外の入札額を除いた入札金額の平均値の 95%と公契連モデルの値を比較し、低い方の価格を最低制限価格に決定する。平成 23 年 9 月以降、予定価格 5,000 万円以上の案件が本制度の対象である。

### ③低入札価格調査制度

総合評価落札方式案件を対象に低入札価格調査制度を導入しており、調査基準価格を下回った業者より調査報告書の提出を求めると共に、直接ヒヤリングを行い入札価格の根拠を精査し、低入札価格調査委員会に諮っている。

## 第3章 抽出案件に対する審議内容

本章では、委員会が抽出した案件に対し主務課及び契約課から説明を受け、どのような審議がなされたかについて報告する。

### ・畦畔復旧工事（601-5・北野山町地内）

近隣の同種工事があり、発注方法が合理的か否かの検討が必要ということで抽出を行ったが、公共土木施設災害復旧工事であり、農地という関係上3月末までに工事が終了しなければならず、一括発注すれば年度末完成ができないという理由から4件に分割となっている。発注方法については、そのような理由から合理性が認められた。分割発注を行う際は、合理性が確保できるよう十分な検討が必要である。

### ・富雄北小学校トイレ改修に伴う工事監理業務委託

多くの応札者が予定価格に近い価格での応札であったため抽出を行った。業務内容は、重要物品の現場搬入時の立会い、施工図と市の設計図書が一致しているかの確認、現場での進捗状況の確認と報告があり、業務のほとんどが人件費であるため、入札金額を下げられる要因がないため予定価格に近い入札になったことが確認できた。

### ・市営住宅空家補修工事（4）6工区

発注方法が合理的か否かの検討が必要ということで抽出を行った。できる限り同じ住宅街で1件の発注として設計を行っているが、奈良市内一円を全てまとめてしまうと工事場所が広範囲になってしまい工期の関係もあり、2から3戸の工事が限度だと考えられる。できる限り一括できる案件についてはまとめた発注を心がけていただきたい。

### ・奈良町南観光案内所整備その他工事

多くの入札参加者が辞退し、1者入札となったため入札不成立となった案件で、金銭的に高い案件なのに辞退が多くなった理由についてどのように考えられるかということで抽出を行った。工事場所的に重機の進入が困難な面があり、この入札の後に中



学校給食室新築工事を4件発注している。中学校給食室新築工事は近隣トラブルも少なく工事としてはやりやすい面があるとともに、今までにも発注した実績があり、施工にも慣れているため、中学校給食室新築工事に参加する意向が強く辞退したと考えられることから、発注時期についてできる限り工夫をして発注していただきたい。

・緑ヶ丘浄水場PAC注入設備更新工事

落札率が100%で理由としてどのようなことが考えられるかということで抽出を行った。本案件は2回目の入札であり、1回目は不調になり、2回目はポンプの仕様を変更して入札を行ったが、4者の申請があったものの3者が辞退した。辞退の理由として工期が重なったことによる技術者の配置が問題と考えられる。工期の問題という認識であれば、今回の経験を踏まえ発注時期を工夫していただきたい。

・市営住宅空家補修工事（1）4工区

今回の案件抽出候補の中に空家補修工事の案件が多かったが、落札業者が全ての案件で異なっているという理由について確認をしたいということで抽出を行った。空家補修工事は年4回実施し、1工事につき2、3戸で1回10戸程度実施されている。応札者は多いが、見方によっては仕事を配分しているように見受けられる。しかし案件毎の応札者は20者前後あり、落札金額も全て最低制限価格付近で落札されており、競争性は発揮されていると考える。

・六条小学校校舎耐震補強工事

金額が非常に高いという点と入札参加申請が多かったのに実際の応札者が3者しかいなかったということで抽出を行った。技術者の専任が必要なことと参加申請を行っている業者の中には民間工事もあり、当初より辞退が見込まれる業者が4者あった。また開札録を即日ホームページ上で公開するので、入札金額に加え、棄権・辞退をした情報、落札業者の残りの技術者の情報を加味して、翌日の入札金額を判断していることもあったと考えられる。応札者3者ではあるが不調にならず、落札率が87.0%と競争性は発揮されたと考えられる。

・登美ヶ丘中学校北館外壁塗装改修工事

落札者以外が最低制限価格未満となっているということで抽出を行った。奈良市は、予定価格と最低制限基準価格を事前公表しており、開札当日、抽選により決定した数字（97.0%～99.9%）を最低制限基準価格に乗じて算出した価格を最低制限価格としている。本件は、抽選で99.9%の高値のくじ引きとなり、13者が最低制限価格を下回り失格となった。残った1者は、予定価格の近くで落札した。これは

奈良市が採用する3%抽選制度の弊害であり今後の検討課題とする。

- ・木津川水路開削委託

落札率が非常に低く、不良工事や履行能力が懸念されたため抽出を行った。落札業者は過去5年間落札しており、重機を常に持ち合わせていること、この業務に関して熟知・精通しており、機械を特別にリースする必要等がないため、低落札率となったと考えられる。

- ・ならまちセンター整備工事

- ・ならまちセンタートイレ改修工事

両方とも落札率が他の案件と比べると高くなっているという点で抽出を行った。ならまちセンター整備工事は、変動型最低制限価格制度を導入されており、ならまちセンタートイレ改修工事は、3%の抽選制度を適用されている。トイレ改修については、最低制限基準価格を事前公表し、97.0%から99.9%の率を開札当日に抽選し最低制限価格を定めている。この案件は、99.9%の率が算出され、99.9%よりも低い入札をした業者が失格となり、残る2者のうち金額が低い価格の方が落札者になった。

ならまちセンター整備工事は、変動型最低制限価格制度が適用されている。最低制限モデル型算出価格を事前公表し、最低制限変動型算出価格は業者が見積もった市場価格を反映させるという趣旨もあり、モデル価格近辺ならず、その上下の入札もある。今回の入札では変動型が定額のため採用され、入札4者のうち2者がモデル価格よりかなり高く、他の2者は逆にモデル価格よりかなり低くなっており、最低制限価格が58,748千円となり2者が失格となり、残った2者のうち低い金額の方が落札決定となった。

奈良市の今の入札制度では、稀にこういった入札が起こるが、何百万円単位で市民の税金が、高い公共工事になって使われており引き続き議論をしていく必要がある。

- ・JR奈良駅南土地区画整理事業選挙人名簿作成業務委託

珍しい案件ということで、どのような積算を行っているかという点で抽出を行った。この積算の根拠はまちづくり区画整理協会が発行している基準書を基に積算されており、中身はほぼ人件費で、奈良市特有の考え方があって、それに補正を掛けることで予定価格が算出されており、一番低額な業者が落札している。

- ・環境清美工場の各種測定分析

応札者数が多いにもかかわらず落札率が高いこと。落札者以外は予定価格をかなり

超えているということで予定価格の積算が妥当なのかという点で抽出を行った。この事業は予算に合わせて積算をされており、それを予定価格としている。例年ぎりぎりのところで落札されており、業務自体は問題なく履行されているが、かなり無理をして業務をされているのであれば品質が担保されないのではないかと懸念されるが、きちっと業務は遂行され、入札制度としては機能している。

- ・口径900耗送水管布設工事

一般競争入札で1者入札、金額・落札率が高いということで抽出を行った。土木一式工事の経審1,000点以上で過去の実績を参加条件として行ったが申請者数が最終的に1者となった。開札日が平成28年11月16日ということで下半期に差し掛かって技術者が少なかったとともに長期間技術者を確保し続けなければならないため入札者が少なかったと考えられる。落札率が高いのも材料費が56%を占めており、利益率が低い工事であったと考えられる。入札の時期等を調整するなど改善策を図っていただきたい。

- ・口径40耗～20耗鉛給水管布設替工事に伴う路面復旧工事

応札者が多いのに落札率が高いということで抽出を行った。奈良市は、予定価格と最低制限基準価格を事前公表しており、開札当日、抽選により決定した数字(97.0%～99.9%)を最低制限基準価格に乗じて算出した価格を最低制限価格としている。本件は、抽選で99.7%の高値のくじ引きとなり、24者が最低制限価格を下回り失格となった。残った2者のうち、低い金額の業者が落札したものの高落札率となった。これは奈良市が採用する3%抽選制度の弊害であり今後の検討課題とする。

- ・街区公園(ゾーン8)除草業務委託

同様の除草業務が他にも沢山あり、入札のやり方について確認したいということで抽出を行った。ゾーン分けについては区域別や作業効率を考慮して担当課で行われている。発注についてはそれぞれの金額に応じてランク別に分かれている。ある程度はどの業者も入るチャンスがあるよう発注を配慮することも必要と考える。

- ・なら100年会館太陽光発電設備設置その他工事

応札者が相応あるのに落札率が高いということで抽出を行った。この案件では予定価格が5千万円以上ということで変動型最低制限価格制度が採用されており、事前に公表している最低制限モデル型算出価格73,900千円で、開札時の最低制限変動型算出価格が81,320千円となり、金額の低い最低制限モデル型算出価格73,900千円が最低制限価格として採用され、2者が最低制限価格以下で失格となり、

3者残った中で一番低い額の84,300千円で落札された。応札者が多くないと今回の案件のように低く見積もった業者がはじかれているとも考えられ、この制度を採用する場合は入札参加者ができるだけ多くなるよう入札条件等を検討すること。また、客席数400席以上のホールの電気設備工事の実績となっているが資格が限定されるものについては、十分検討を行うこと。

- ・橋梁定期点検業務委託

随意契約を行った理由について確認を行うため抽出を行った。奈良市の橋梁の点検箇所は670橋あり、市内の軌道敷の橋は10橋ある。軌道敷での点検であり、通常の橋梁点検ではないということで、近鉄が認定する一級元請現場監督者が在籍する業者に随意契約を行ったものである。随意契約そのものについては理解できるが、見積りを徴収する際には、歩掛を確認し、少しでも安くなるよう金額の交渉を行っていたきたい。

## 第4章 設計変更ガイドラインに基づく報告

本章では、設計変更ガイドラインに基づく報告された案件について報告する。

- ・中央体育館他1館改修工事

使用頻度の多い中央体育館1階アリーナ内のトイレについて、工事発注後に主務課より要望があり、利用者の快適性・利便性を考慮し湿式を乾式の仕様に変更し、また臭気の発生源となる設備機器等を改修した。トイレ改修工事において解体撤去工事を行ったところ、配管等の不可視部分での老朽化が著しいため、配管材料等の取替えが生じ、また従前から電気容量が不足しているところに、電気器具や設備機器の設置から電気容量を確保するため、電気幹線の改修が必要となり設計変更が行われた。

- ・明治小学校校舎改築その他工事1期

既設校舎解体の調査時に、設計図書作成時点では、不可視部分で、予見できなかった部分にアスベストを含有する煙突が発見され、関係法令に準じた解体撤去工法に変更、小学校、教育総務課の要望により、新設校舎の床仕上りを現設計のビニル床シートから、木製フローリングへ変更、進入路築造工事1期及び住民説明会での要望による仮設計画の変更に伴い、1期工事と次年度発注（予定）2期工事の内容を見直し、新設校舎と既設校舎南館間渡り廊下を本工事で解体撤去のみ行い、2期工事でも新設するよう変更したため設計変更が行われた。

#### ・都祁小学校校舎増築その他工事

地元自治会等より既設校舎の特別教室（音楽室・家庭科室・図工室・理科室）のリニューアル工事を行ってほしい旨の要望があり、改修工事が必要と判断したことから、上記特別教室の壁・床等の改修工事を当該工事と同時に施工するため設計変更が行われた。

## 第5章 入札・契約制度に関し改善された内容

本章では、奈良市が平成27年度から平成28年度に実施した入札・契約制度に関し、改善された措置について次のとおり報告する。

### 1 J V発注基準の緩和（平成28年4月1日施行）

奈良市は、平成28年度にJ Vの発注基準を一部見直し、一般競争入札の対象となる建設工事の金額を、土木工事は「15,000万円以上の土木工事」から「20,000万円以上の土木工事」に、建築工事は「20,000万円以上の建築工事」から「30,000万円以上の建築工事」へと発注基準を改正した。J Vは、各企業から1人の技術者を専任で置かなければならないため、業者は技術者不足に陥りやすい状況にあったが、入札参加しやすい体制に改善された。

### 2 技術者の配置について

議会案件工事については、配置予定技術者が開札日で他の工事に配置されていないことが条件であったが、技術者の適正な確保を目的として「議会案件工事にあっては、当該工事請負契約に係る議会の議決（本契約時）に配置できること。」変更された。

### 3 工事請負契約書第10条第1項等に規定している通知書等の作成

技術者の適正な配置を目的に、契約書で規定している通知書について、各課独自様式を使用していたが、奈良市共通様式として統一を図った。

### 4 奈良市入札参加者申請情報公開システム公開情報の拡充

平成26年度から奈良市に登録のある建設業者及びコンサルタント業者の業者情報や入札結果情報をHPに公開している奈良市入札参加者申請情報公開システムについて、業者情報として、「技術者数」、「営業年数」、「法人番号」を追加し、公開情報の拡充を行った。

## 第6章 今後の改善に向けた課題

本章では、取り上げた本委員会での議論を踏まえて、今後さらに改善すべき課題を次のとおり取りまとめたので、本報告者の提言とする。

### ① 3パーセント抽選制度の検討

奈良市は予定価格と最低制限基準価格を事前公表しており、開札当日抽選で99.9%のような高い率に決定すると入札者の大半が最低制限価格未満で失格となり、予定価格に近い金額で入札した業者の落札となっている。たまたまくじで決定した率により失格となる制度は適正とは思えない。予定価格及び最低制限価格の事後公表、事後審査方式の採用など競争性を担保しつつ落札者を決定する新たな制度を引き続き検討されたい。

### ② 発注時期の検討

入札参加者が少ない、1者入札となっている案件が見られる。原因としては、时期的に技術者が配置できない、長期間技術者を拘束するなど考えられるが、発注時期の平準化、早期発注、余裕のある工期設定、配置技術者の緩和等を検討し入札参加しやすい環境を整えていただきたい。

### ③ 一般競争入札の拡大

建設コンサルタントの一部は一般競争入札へ移行もされているが、現在も建設コンサルタントの一部、地質調査、補償調査においては指名競争入札を行っている。業務内容によっては、一部でも一般競争入札へ移行できるよう検討されたい。

### ④ 最低制限価格の見直し

奈良市では、平成20年度の公契連モデルに準拠した最低制限価格を採用している。財政的な理由で据え置いているのも理解できるが、国・奈良県は年々底上げを行っているため格差が生じている。最低制限価格の見直しについて検討を行っていただきたい。

平成29年3月31日

奈良市入札監視委員会

委員長 森 裕之

委員 小島 幸保

委員 中川 雅晴